



契 約 番 号
No.

# 請 書

契 約 金 額			百万			千		円	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円									
品 名	品 質・規 格	数 量	単 価	金 額					
履 行 期 限	年 月 日								
履 行 場 所	新潟市水道局指定場所								
契 約 保 証 金			百万			千		円	現 金 有価証券
契 約 条 項	裏面のとおり								

上記のとおり物品を納入します。ついては、契約関係法令及び新潟市水道局契約規程を遵守して誠実に義務を履行しますので請書を提出します。

年 月 日

住所

氏名

印

(宛先) 新潟市水道事業管理者

## 契約条項

- 1 受注者は、管理者の書面による事前の承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。
- 2 契約を履行した旨の通知を水道局（以下「局」という。）が受理した日から10日以内に局の検査を受け、当該検査に合格した時をもって、引渡しとする。
- 3 局は、適法な請求書を受理した日から30日以内に物品代金を支払うものとする。
- 4 検査又は物品代金の支払の遅延による遅延利息の額は、当該物品代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。
- 5 受注者は、正当な理由がなく、履行期限までに履行することができなかつたときは、履行期限の翌日から検査に合格する日までの日数に応じ1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額の違約金を支払うものとする。
- 6 局は、引き渡された物品について種類、品質又は数量に関して本契約の目的及び仕様に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し又は物品代金の減額を請求することができる。これらの請求は、第8項の規定による解除権の行使及び第10項の規定による損害賠償の請求を妨げない。
- 7 物品の引渡し前に生じた損害は、局の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とし、局は債務の履行を拒むことができる。
- 8 局は、受注者が新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）第35条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- 9 この契約条項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を支払うものとする。ただし、局に生じた損害の額がこの違約金の額を超える場合において、その超える分につき局が受注者に請求することを妨げるものではない。
- 10 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。また、受注者が、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 11 受注者が、次のいずれかに該当した場合には、局は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、局に対し、局の被った損害を賠償するものとし、かつ、受注者は、解除により生じる損害について、局に対し、一切の請求を行わない。
  - (1) 受注者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
  - (2) 受注者が反社会的勢力と次の関係を有していること。
    - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
    - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
    - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
    - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
  - (3) 受注者の役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結したこと。
  - (5) 受注者自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしたこと。
    - ア 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
    - イ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - ウ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
    - エ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
    - オ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）であつて、局から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
    - カ その他前各号に準ずる行為
- 12 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称の如何を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 13 受注者は、この契約の履行に関しては、日本国が締結した条約、日本国の法令並びに新潟市の条例及び新潟市水道局の管理規程を遵守するものとする。
- 14 この契約に係る訴訟については、新潟市の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 15 この契約に関し疑義が生じたときは、当事者間で協議の上、決定するものとする。

契約番号
No.

# 請 書

契約金額			百万 ¥	4	8	千 6	0	0	円	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額    ¥ 36,000										
品名	品質・規格		数量		単価		金額			
〇〇〇〇	仕様書のとおり		45個		10,000		450,000			
履行期限	〇〇年〇〇月〇〇日									
履行場所	新潟市水道局指定場所									
契約保証金			百万			千			円	現金 有価証券
契約条項	裏面のとおり									

契約保証金が発生する場合は金額を、  
免除の場合は免除と記載して下さい。

上記のとおり物品を納入します。については、契約関係法令及び新潟市水道局契約規程を遵守して誠実に義務を履行しますので請書を提出します。

〇〇年〇〇月〇〇日

住所 新潟市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
 株式会社 〇〇商店  
 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

印

(宛先) 新潟市水道事業管理者

## 契約条項

- 1 受注者は、管理者の書面による事前の承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。
- 2 契約を履行した旨の通知を水道局（以下「局」という。）が受理した日から10日以内に局の検査を受け、当該検査に合格した時をもって、引渡しとする。
- 3 局は、適法な請求書を受理した日から30日以内に物品代金を支払うものとする。
- 4 検査又は物品代金の支払の遅延による遅延利息の額は、当該物品代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。
- 5 受注者は、正当な理由がなく、履行期限までに履行することができなかつたときは、履行期限の翌日から検査に合格する日までの日数に応じ1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額の違約金を支払うものとする。
- 6 局は、引き渡された物品について種類、品質又は数量に関して本契約の目的及び仕様に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し又は物品代金の減額を請求することができる。これらの請求は、第8項の規定による解除権の行使及び第10項の規定による損害賠償の請求を妨げない。
- 7 物品の引渡し前に生じた損害は、局の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とし、局は債務の履行を拒むことができる。
- 8 局は、受注者が新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）第35条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- 9 この契約条項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を支払うものとする。ただし、局に生じた損害の額がこの違約金の額を超える場合において、その超える分につき局が受注者に請求することを妨げるものではない。
- 10 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。また、受注者が、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 11 受注者が、次のいずれかに該当した場合には、局は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、局に対し、局の被った損害を賠償するものとし、かつ、受注者は、解除により生じる損害について、局に対し、一切の請求を行わない。
  - (1) 受注者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
  - (2) 受注者が反社会的勢力と次の関係を有していること。
    - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
    - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
    - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
    - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
  - (3) 受注者の役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結したこと。
  - (5) 受注者自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしたこと。
    - ア 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
    - イ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - ウ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
    - エ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
    - オ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）であつて、局から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
    - カ その他前各号に準ずる行為
- 12 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称の如何を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 13 受注者は、この契約の履行に関しては、日本国が締結した条約、日本国の法令並びに新潟市の条例及び新潟市水道局の管理規程を遵守するものとする。
- 14 この契約に係る訴訟については、新潟市の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 15 この契約に関し疑義が生じたときは、当事者間で協議の上、決定するものとする。